

長野県産木材の利用促進に関する協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、公益社団法人 長野県建築士会（以下「甲」という。）、一般社団法人 長野県建築士事務所協会（以下「乙」という。）、公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会（以下「丙」という。）、長野県木材協同組合連合会（以下「丁」という。）、長野県森林組合連合会（以下「戊」という。）及び長野県（以下「己」という。）は、「長野県産木材（以下「県産木材」という。）の利用促進に関する協定」を締結する。

1 目的

この協定は、甲、乙、丙、丁及び戊の「建築物木材利用促進構想」について、甲、乙、丙、丁、戊及び己が連携・協力することにより、甲、乙、丙、丁及び戊による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

（1）甲、乙及び丙による建築物における県産木材の利用促進に関する構想

①構想の内容

・甲、乙及び丙は、会員が建築する建築物について、躯体・内装・外構・調度品等に県産木材製品を積極的に利用することにより、2050 年カーボンニュートラル社会の実現に貢献する。

②構想の達成に向けた取組の内容

・甲、乙及び丙は、会員が建築する建築物において、躯体・内装・外構・調度品等に県産木材製品を積極的に利用することに努める。

・甲、乙及び丙は、森林資源の循環利用のため、戊と連携して伐採跡地等での植樹活動を行う。

・甲、乙及び丙は、丁と連携して県産木材製品の利用の意義やメリットについて、ホームページや動画等で積極的に情報発信する。

（2）丁による県産木材の利用促進に関する構想

①構想の内容

・丁は、甲、乙及び丙による建築物への県産木材利用を促進するため県産木材製品の安定供給を担い、2050 年カーボンニュートラル社会の実現に貢献する。

②構想の達成に向けた取組の内容

・丁は、甲、乙及び丙による建築物の整備にあたり、戊と連携してあらかじめ供給体制を整え、建築物の建設で求められる品質や量の県産木材製品の供給を組合員企業と連携をして適時に行うよう努める。

・丁は、甲、乙及び丙の建築した県産木材製品利用の優良事例について、広く情報発信に努める。

・丁は、将来の県産木材ユーザーの育成を図るため、甲、乙及び丙と連携して木育活動を行う。

（3）戊による県産木材の利用促進に関する構想

①構想の内容

・戊は、甲、乙及び丙による建築物の県産木材製品の利用を促進するため、丁と連携して県産木材の安定供給等の協力を行うとともに、主伐後の確実な再生林による森林資源の循環利用、ひいては 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

・戊は、甲、乙及び丙による長野県での建築物の整備にあたり、あらかじめ伐採計画の情報を整理し、建築物の建設で求められる品質や量の県産木材の供給を適時に行うよう努める。

・戊は、森林資源の循環利用のため、主伐後は確実に再生林を行う。

3 甲、乙、丙、丁及び戊の構想を達成するための己による支援

己は、甲、乙、丙、丁及び戊の構想の達成に向けて、甲、乙、丙、丁及び戊に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲、乙、丙、丁及び戊の取組を優良事例として積極的に広報する。

4 構想の対象区域

長野県

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 12 年 4 月末日までとする。

6 その他

（1）実施状況の報告

甲、乙、丙、丁及び戊は、己が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲、乙、丙、丁及び戊は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 6 通作成し、甲乙丙丁戊己が記名の上、各自その一通を保管する。

令和 7 年 5 月 27 日

甲 公益社団法人 長野県建築士会
会長

江口信行

乙 一般社団法人 長野県建築士事務所協会
会長

伊藤公績

丙 公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会
代表

山田健一郎

丁 長野県木材協同組合連合会
理事長

宮崎正毅

戊 長野県森林組合連合会
代表理事会長

藤原忠彦

己 長野県
知事

阿部 守一